犬山市在宅人工呼吸器使用者非常用自家発電機・蓄電池貸出事業要領

１　目　　的

この事業は、在宅において人工呼吸器を使用している者が、災害等による長期停電時においても人工呼吸器が稼働できるようカセットボンベ式自家発電機、又は蓄電池、もしくはカセットボンベ式自家発電機と蓄電池の両方（以下「人口呼吸器使用者非常用電源機器」とする）を貸し出し、患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。

２　対象者

　　　　在宅において人工呼吸器を常時使用しており、市内に住所を有する者

３　事業内容

　　　　在宅において人工呼吸器を常時使用している者に対し、停電時に人工呼吸器使用者非常用電源機器を無償で貸し出す。ただし、自家発電機に必要な燃料（ガス）については付属の２本のみ無償支給し、以後は貸出を受けた者が自ら用意するものとする。

４　貸出期間

　　　　貸出期間は、１か月までとする。ただし、貸出が重複しない期間で、市長が認める場合はこの限りでない。

５　貸出手続

１　貸出時の手続きは次のとおりとする。

　　（１）地震等による停電時、あるいは台風や大雨等により停電が予測される状況において、人工呼吸器使用者非常用電源機器の貸出を希望する者は、市へ「貸出申請書（様式１）」により申請する。

　　（２）市は人工呼吸器使用者非常用電源機器を申込者の自宅へ届ける。

　　（３）市は、人工呼吸器使用者非常用電源機器の搬入にあわせ、設定や操作方法につ

いて助言する。

　　２　返却時の手続きは次のとおりとする。

　　（１）使用後は、原則貸出を受けた者が貸出期間内に市へ返却し、「返却確認書（様式２）」により、点検・確認を受ける。

６　貸出中の管理等

貸出を受けた者は、以下の点に留意する。

　　（１）人工呼吸器使用者非常用電源機器を良好な状態で管理し、使用しなければなら

ない。

　　（２） 人工呼吸器使用者非常用電源機器を処分または目的以外に使用してはならない。

（３）人工呼吸器使用者非常用電源機器を転貸又は譲渡してはならない。

　　（４）貸出を受けた者の責めに帰すべき理由により、故障、破損、紛失させた場合には、当該者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

様式1

申請日　　　　年　　　月　　　日

犬山市長　様

申請者

住　所

氏　名

対象者との続柄（　　　　　）

連絡先

在宅人工呼吸器使用者自家発電機・蓄電池貸出申請書

下記により自家発電機及び蓄電池の貸出を申請します。



　※貸出自家発電機（Ｎｏ．　　　　　　　）

　　貸出蓄電池 (Ｎｏ．　　　　　　　)

様式２

在宅人工呼吸器使用者自家発電機・蓄電池返却確認書



　その他何かお気づきの点などあれば記入してください。

上記のとおり確認し返却します。

【返却日】　　　　　年　　　月　　　日

【対象者氏名】

【返却者氏名】　　　　　　　　　　　　　　　（本人との続柄）